



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月26日
号外(5)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則..... 1
- ※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- ※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 7
- ※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 7

○ 人事委員会告示

- ※職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正..... 7
- ※勤務条件に関する措置の要求に関する細則の一部改正..... 8

人事委員会規則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第2号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則

(職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」および注8を削る。

別記様式第2号中「㊟」および注を削る。

別記様式第3号および別記様式第4号中 「

本人印

」を 「

本人の 確認

」に改める。

別記様式第5号中「㊟」および注を削る。

別記様式第6号および別記様式第7号中 「

本人印

」を 「

本人の 確認

」に改める。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第2条 職員の修学部分休業に関する規則(平成17年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」および注6を削り、同様式(裏面)中 「

申請 者印	任命権 者印	主任印
----------	-----------	-----

」を

「

申請者 の確認	任命権 者の確 認	主任の 確認
------------	-----------------	-----------

」に改める。

別記様式第2号中「㊟」および注2を削り、注3を注2とする。

(職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第3条 職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年滋賀県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」および注5を削る。

別記様式第2号中「㊟」および注4を削る。

(職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第4条 職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」および注7を削る。

別記様式第2号中「㊟」および注9を削る。

別記様式第3号中「㊟」および注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第4号中「㊟」および注6を削る。

別記様式第5号中「㊟」および注4を削り、

<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	認 印
年 月 日		
職名	氏名	印

を

<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
年 月 日	
職名	氏名

に改め、同様式(裏面)中

請求者印	任命権者印	主任印
------	-------	-----

を

請求者の確認	任命権者の確認	主任の確認
--------	---------	-------

に改める。

(滋賀県職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第6条 滋賀県職員団体の登録等に関する規則(昭和55年滋賀県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」を削る。

別記様式第5号中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式注中「補充、添付し、割印し」を「補充し、または添付し」に改める。

別記様式第6号から別記様式第9号までの様式中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」を削る。

(滋賀県職員団体等の規約の認証に関する規則の一部改正)

第7条 滋賀県職員団体等の規約の認証に関する規則(昭和55年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

別記様式第1号中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」を削り、「記載のうえ」を「記載の上」に、「団体の名称、」を「団体の名称および」に改め、同様式注3中「補充、添付し、割印し」を「補充し、または添付し」に改める。

別記様式第2号中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式注中「補充、添付し、割印し」を「補充し、または添付し」に改める。

別記様式第5号中「滋賀県人事委員会委員長 殿」を「(宛先) 滋賀県人事委員会委員長」に改め、「印」

を削る。

(滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則の一部改正)

第8条 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則(平成28年滋賀県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「㊟」を削る。

(滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則の一部改正)

第9条 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則(平成28年滋賀県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第10条 職員の定年等に関する規則(昭和60年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第11条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和61年滋賀県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「に審査請求人が記名押印し、」を「を審査請求人が」に改め、同条第3項中「記載し、審査請求人の記名押印に代えて当該代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第63条第3項中「記名押印した」を削る。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号中「印」を削り、

「	代理権の範囲 (解任の場合は解任理由)	を	備 考	」	に改め、同様式注1
---	------------------------	---	-----	---	-----------

中「代理権の範囲」欄を「備考欄」に改める。

別記様式第3号中「印」を削り、同様式注4中「第11条第4項」を「不利益処分についての審査請求に関する規則第11条第4項」に改める。

別記様式第4号中「印」を削り、

「	代理権の範囲	を	備 考	」	に改め、同様式注中
---	--------	---	-----	---	-----------

「代理権の範囲」欄を「備考欄」に改める。

別記様式第5号から別記様式第10号まで、別記様式第12号から別記様式第16号まで、別記様式第19号および別記様式第20号の様式中「印」を削る。

(職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第12条 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」および注2を削り、注3を注2とする。

別記様式第3号中

所属 長印	直接監 督者印
----------	------------

を

所属長 の確認	直接監 督者の 確認
------------	------------------

に、

従事者印

を

従事者 の確認

に、

「

(対照印欄)

」を「

--

」に改める。

(職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第13条 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

	印
--	---

を

--

に、

「

認	所属長等
印	

」を

所属長等

に改め、同様式(備考)1中「押し」を「確認」に改め、同様

式中(備考)8を削り、(備考)9を(備考)8とする。

(職員等の通勤手当に関する規則の一部改正)

第14条 職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(その1)中「㊟」および注2を削り、注3を注2とする。

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第15条 職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年滋賀県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

	印
--	---

を

--

に、「氏名

認	決 裁
印	

」を「氏名

--

」に、

「

決 裁

」に改め、注2を削り、注3を注2とする。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

(職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第16条 職員の住居手当に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

	印
--	---

を

--

に改め、注1を削り、注2を注

とする。
(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

所属長印	直 接 監 督 者 印
------	----------------

を

所属長 の確認	直接監 督者の 確認
------------	------------------

に、

従 事 者 印

を

「

従 事 者 の 確 認

」に改める。

(職員等の宿日直手当の支給に関する規則の一部改正)

第18条 職員等の宿日直手当の支給に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 「

命令 者印

」 を 「

命令 者の 確認

」 に、 「

勤務 者印

」 を 「

勤務 者の 確認

」 に改める。

(職員等の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正)

第19条 職員等の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和39年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 「

所属長 の 印

」 を 「

所属長 の 確認

」 に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第20条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印して」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 要求者の氏名、住所、生年月日、職、所属および連絡先

第3条第2項中「住所」の右に「、連絡先」を加える。

(滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和47年滋賀県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「

学校 長 印	直接 監督 者印
--------------	----------------

」 を 「

学校 長の 確認	直接 監督 者の 確認
----------------	----------------------

」 に、 「

従事 者 印

」 を 「

従事 者の 確認

」 に改める。

別記様式第2号および別記様式第3号中 「

学校長印

」 を 「

学校長 の確認

」 に、 「

従事者印

」

を 「

従事者 の確認

」 に改める。

(公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第22条 公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和27年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第2項中「記名押印して」を削り、同条第3項中「そのつど」を「その都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第4号

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第4号または第5号」を「第3号または第4号」に改め、同条第3項第1号中「第1項第3号」を「第1項第2号」に、「第2号、第4号または第5号」を「第3号または第4号」に改める。

「 運賃等の負担額の変更

別記様式第1号(その1)中 支給要件の喪失 理由() を「 運賃等の負担額の変更」に改め、

同様式(その2)中

「 4 負傷、疾病または老齢により介護を必要とする状態にある父母等(以下「要介護者」という。)を介護するために住居を変更したことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員」を

「 4 その他の権衡職員

具体的な事由等

(事由の内容、事由に係る者の氏名、続柄または同居もしくは別居の別、転居を必要とする理由等を記入すること。)

に、

※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日		年 月 日
※※ 要介護者に関する事項	氏 名	※※ 要介護者の状態および具体的な介護の内容 (必要に応じて、診断書または証明書および申立書を添付すること。)		
	続 柄			
	同・別居			

を

※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日		年 月 日
-------------	--	--------------	--	-------

に

改め、同様式(その2)(裏面)中記入上の注意2を削り、記入上の注意3を記入上の注意2とする。

別記様式第2号(裏面)中 第3号 を「 第3号」に改める。
 第5号

付 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の職員等の通勤手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第5号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第9項第3号中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改める。

第25条の2第1項第1号中「作業」の右に「であつて、次に掲げるもの」を加え、同号に次のように加える。

ア 新型コロナウイルス感染症の検体を検査する作業(衛生科学センターにおいて行われるものに限る。)

イ アに掲げる作業以外の作業

第25条の2第3項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「第1項第1号」を「第1項第1号イ」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(i) 第1項第1号アに掲げる作業 1,000円

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第9項第3号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第25条の2の規定は、令和2年2月1日から適用する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第6号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「在職する職員」を「在職する職員等」に改める。

第20条第1号中「任期」の右に「(第1号会計年度任用職員にあつては、1週間当たりの勤務時間が前条に定める勤務時間以上である期間に限る。次号ウにおいて同じ。)」を加える。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

滋賀県人事委員会告示第1号

昭和30年滋賀県人事委員会告示第3号(職員の任用に関する規則の実施細則)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

別記様式第1号中「」を削る。

別記様式第4号、別記様式第5号および別記様式第7号中「公印」を削る。

別記様式第8号中「」を削る。

別記様式第9号中「公 印」を削る。

別記様式第10号中「」を削る。

別記様式第11号中「(あて先)」を「(宛 先)」に改める。

別記様式第12号中「公 印」を削る。

付 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現にある改正前の職員の任用に関する規則の実施細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県人事委員会告示第2号

昭和32年滋賀県人事委員会告示第4号(勤務条件に関する措置の要求に関する細則)の一部を次のように改正する。
令和3年3月26日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

別記様式第1号中「㊟」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に、
「職 氏名 を 勤務場所」を「氏名 住所 生年月日 職 所属 連絡先」に改め、同様式

注2中「別紙に記載し契印を押して」を「別紙を」に改め、同様式注4中「記載し、付属書類として委任状を添付する」を「記載する」に改める。

別記様式第2号中「印」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記様式第3号中「印」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に、「代理権の範囲(解任の場合は解任理由)」を「備考」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 措置要求の取下げを特に委任するときは、4備考にその旨を明確に記載すること。

別記様式第4号および別記様式第5号中「㊟」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

付 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現にある改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。